

特定建築物定期調査業務
（大崎広域本庁舎）
仕様書

第1 総則

本仕様書は、大崎地域広域行政事務組合（以下、発注者という。）が発注する「特定建築物定期調査業務（大崎広域本庁舎）」に適用する。

第2 業務概要

1 業務名称

特定建築物定期調査業務（大崎広域本庁舎）

2 業務場所

- 所在地 宮城県大崎市古川千手寺町二丁目5番20号
- 対象施設 大崎地域広域行政事務組合本庁舎（以下、「本庁舎」という。）
- 敷地面積 11,984.68㎡
- 施設概要

棟名称	構造	階数	建築面積(㎡)	延べ面積(㎡)
庁舎棟	RC造一部S造(基礎免震)	地上5階	1,107.89	4,786.26
車庫兼防災倉庫	S造	地上1階	492.80	492.80
主訓練棟	RC造	地上4階	74.32	227.82
副訓練棟	RC造一部S造	地上3階	128.17	268.32
自家用給油取扱所	S造	地上1階	7.26	18.06
自転車駐輪場	S造	地上1階	4.05	19.80
(付帯施設) 防災ヘリポート, 出動表示板, 無線塔, 消防用ホース乾燥塔, 屋外照明設備, 訓練用防火水槽, 非常用発電設備, 太陽光発電設備, 防災調整池, 国旗掲揚塔, 屋外掲示板, 駐車場 等				

3 業務目的

本業務は、建築基準法第12条第2項に基づき、本庁舎の各施設について専門的な技術を有する資格者により調査し報告書を作成することを目的とする。

4 委託期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

5 支払方法

業務完了後一括払（請求書受理後30日以内に支払う）

第3 業務方針

1 業務範囲

本仕様書は、業務の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、業務の目的達成のために必要事項、又は業務の性質上当然必要と思われるものについては、受注者の責任においてすべて行うものとする。

2 法令の順守

受注者は、業務の履行にあたっては、関係法令等を遵守しなければならない。

3 有資格者の確保

法令上必要となる有資格者は、受注者で確保しなければならない。

第4 業務内容

1 業務の範囲及び内容

本庁舎における特定建築物定期検査及び報告書等の作成

2 調査・検査資格者

一級建築士又は二級建築士若しくは建築基準法第12条の2に定める資格を有する者
(国土交通大臣が資格を認めた者)

3 報告

点検結果報告書を作成し提出すること。なお、不具合が発見された場合は是正のために必要な対応も記載すること。

4 注意事項

本業務は、関係法令、平成20年3月10日国土交通省告示第282号(改正：令和5年3月20日国土交通省告示第207号)、日本建築防災協会「特殊建築物等定期調査業務基準」(最新版)等により実施すること。なお、検査に必要な機器等は、受注者において準備すること。

5 その他

(1) 法令等が改正された場合は、これに適合した調査・検査を実施すること。

(2) 業務内容により関係官庁へ許認可申請、報告及び届出等の必要がある場合には、受注者負担により手続きを行うこと。

第5 その他

1 留意事項

受注者は、業務の実施にあたり、庁舎における秩序の維持及び施設の保安全管理に配慮し、次に掲げる事項について留意しなければならない。

(1) 業務の実施にあたっては、労働安全衛生法その他関係法令を遵守し、誠実迅速かつ効率的に行うこと。

(2) 業務の実施に際し発注者からの指示あった場合は、その指示に従うこと。

(3) 業務の実施に必要な機材等は受注者が負担するものとする。

(4) 業務の実施に伴う受注者の疾病、傷害、その他の事故については、その原因の如何に関わらず、受注者の責任において措置するものとする。

2 資料の貸与及び返却

当組合が保有する資料は、無償で貸与する。ただし、万一資料に損傷を与えた場合には、責任をもって修復すること。なお、業務完了後は、資料の内容を確認し、速やかに返却すること。

3 損傷の報告及び補修

- (1) 業務の実施中に施設、設備等に破損又は故障を発見したとき及び庁舎管理上支障を生ずるおそれのある状況を発見した時は、速やかに発注者に報告するとともに、軽微なものは発注者との協議により補修するものとする。
- (2) この仕様書に記載されている内容以外で受注者の業務の範囲内と思慮される軽微な業務については、発注者と協議の上、契約額の範囲内で実施するものとする。

4 実施計画書及び報告書の提出

- (1) 受注者は着手前に「実施計画書」、「緊急連絡体制表」を提出し、発注者の承諾を得ること。また、業務を実施した時は、施工写真を貼付した報告書を提出すること。
- (2) 委託業務で法律に基づく手続き及び提出書類の作成等は、受注者の負担において行うものとする。

5 業務完了及び提出図書等

(1) 業務完了

受注者は業務完了後、速やかに完成時提出書類を組合に提出し、組合担当者（調査職員）立合いのもとに完成検査を実施し、合格をもって完了とする。

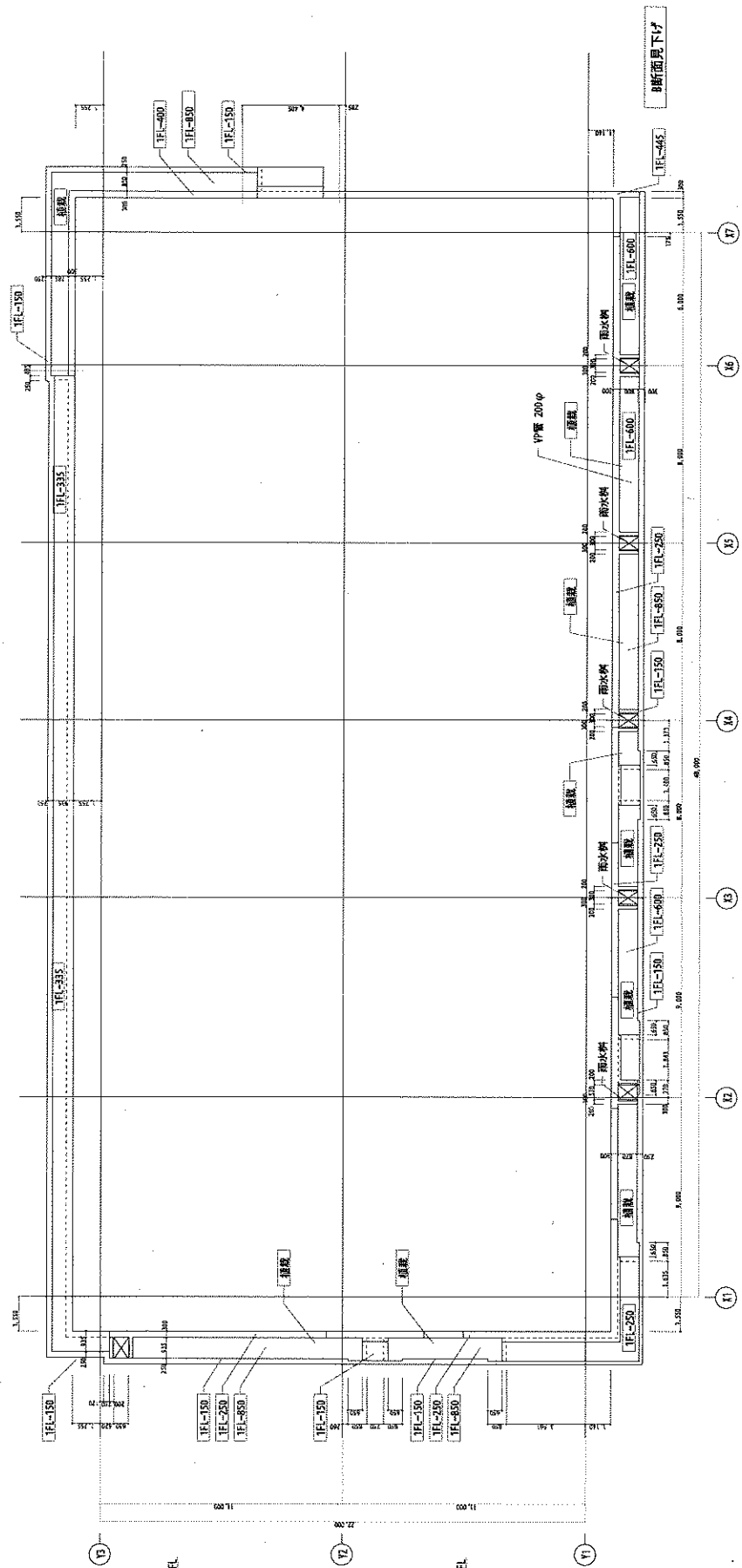
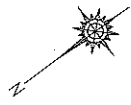
(2) 提出図書等

受注者は、着手前に着手届及び作業工程表、管理技術者等通知書（経歴書及び一級建築士又は二級建築士若しくは建築基準法第12条の2に定める資格を証する書類（国土交通大臣が資格を認めた者）の写しを添付）などを提出するほか、業務の実施後に報告書等を提出するものとする。

6 暴力団等の排除について

- (1) この契約の履行期間中に大崎地域広域行政事務組合が発注する建設工事等からの暴力団等の排除措置要綱（平成24年10月1日施行。以下「排除要綱」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 発注者から指名停止の措置及び資格制限の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除要綱の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察に通報を行うとともに捜査上必要な協力を行い、直接元請負人に報告する措置を行うよう指導すること。なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められると

きは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じる。

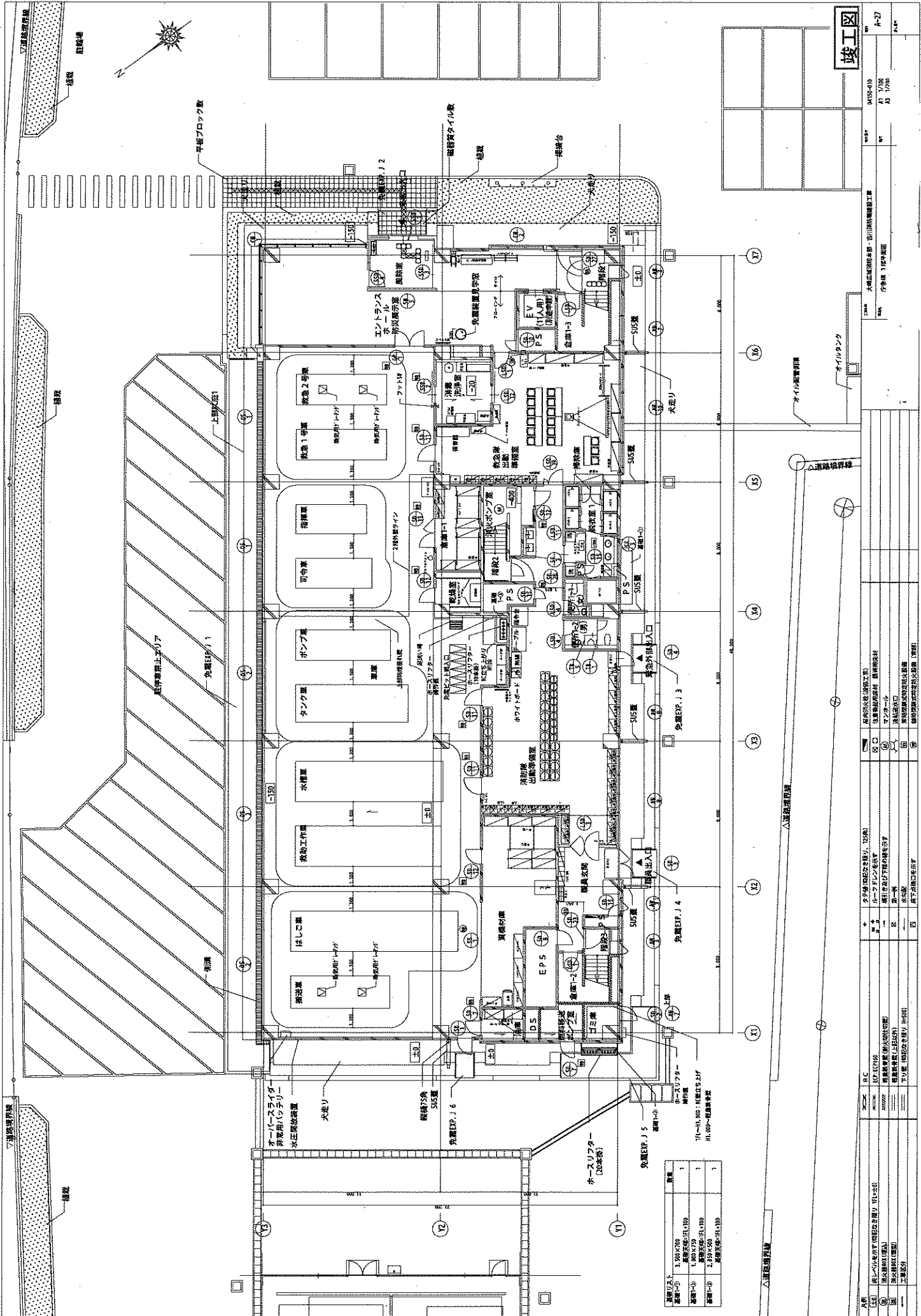


竣工図

図名	0415-010
図番	A-26
作成	11.17.03
訂正	11.17.03
内容	行巻機 洗面ユニット内蔵機 ?

「設備」には、30巻に流送排水管 VP20φ L=300巻機付を配置のこと

凡例	FC	女子トイレ (洗面台込み) / 125巻
①	排水用パイプ	ループ排水用パイプ
②	洗面台 (洗面)	洗面台及び下排水用パイプ
③	洗面台 (洗面)	第一巻
④	洗面台 (洗面)	洗面台 (洗面)
⑤	洗面台 (洗面)	洗面台 (洗面)
⑥	洗面台 (洗面)	洗面台 (洗面)
⑦	洗面台 (洗面)	洗面台 (洗面)
⑧	洗面台 (洗面)	洗面台 (洗面)
⑨	洗面台 (洗面)	洗面台 (洗面)
⑩	洗面台 (洗面)	洗面台 (洗面)
⑪	洗面台 (洗面)	洗面台 (洗面)
⑫	洗面台 (洗面)	洗面台 (洗面)
⑬	洗面台 (洗面)	洗面台 (洗面)
⑭	洗面台 (洗面)	洗面台 (洗面)
⑮	洗面台 (洗面)	洗面台 (洗面)
⑯	洗面台 (洗面)	洗面台 (洗面)
⑰	洗面台 (洗面)	洗面台 (洗面)
⑱	洗面台 (洗面)	洗面台 (洗面)
⑲	洗面台 (洗面)	洗面台 (洗面)
⑳	洗面台 (洗面)	洗面台 (洗面)
㉑	洗面台 (洗面)	洗面台 (洗面)
㉒	洗面台 (洗面)	洗面台 (洗面)
㉓	洗面台 (洗面)	洗面台 (洗面)
㉔	洗面台 (洗面)	洗面台 (洗面)
㉕	洗面台 (洗面)	洗面台 (洗面)
㉖	洗面台 (洗面)	洗面台 (洗面)
㉗	洗面台 (洗面)	洗面台 (洗面)
㉘	洗面台 (洗面)	洗面台 (洗面)
㉙	洗面台 (洗面)	洗面台 (洗面)
㉚	洗面台 (洗面)	洗面台 (洗面)
㉛	洗面台 (洗面)	洗面台 (洗面)
㉜	洗面台 (洗面)	洗面台 (洗面)
㉝	洗面台 (洗面)	洗面台 (洗面)
㉞	洗面台 (洗面)	洗面台 (洗面)
㉟	洗面台 (洗面)	洗面台 (洗面)
㊱	洗面台 (洗面)	洗面台 (洗面)
㊲	洗面台 (洗面)	洗面台 (洗面)
㊳	洗面台 (洗面)	洗面台 (洗面)
㊴	洗面台 (洗面)	洗面台 (洗面)
㊵	洗面台 (洗面)	洗面台 (洗面)
㊶	洗面台 (洗面)	洗面台 (洗面)
㊷	洗面台 (洗面)	洗面台 (洗面)
㊸	洗面台 (洗面)	洗面台 (洗面)
㊹	洗面台 (洗面)	洗面台 (洗面)
㊺	洗面台 (洗面)	洗面台 (洗面)
㊻	洗面台 (洗面)	洗面台 (洗面)
㊼	洗面台 (洗面)	洗面台 (洗面)
㊽	洗面台 (洗面)	洗面台 (洗面)
㊾	洗面台 (洗面)	洗面台 (洗面)
㊿	洗面台 (洗面)	洗面台 (洗面)



竣工図

図番	A-27
縮尺	1/100
作成	1/100
承認	1/100

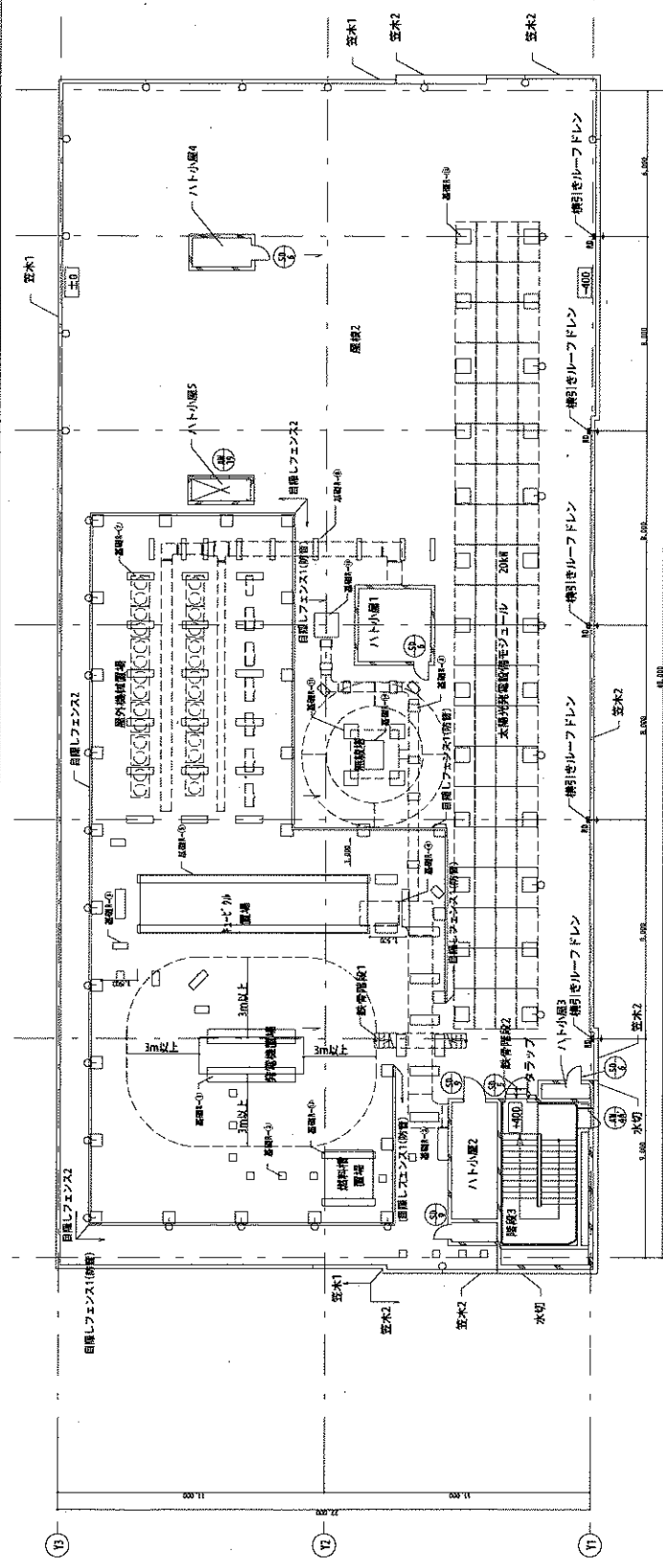
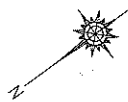
設計者	株式会社 〇〇〇〇
施工者	株式会社 〇〇〇〇
監理者	株式会社 〇〇〇〇
検査者	株式会社 〇〇〇〇

材料	鉄骨鉄筋コンクリート造
基礎	基礎杭
屋根	軽鋼骨造
外装	タイル張
内装	珪藻土

設備	空調機
電気	変圧機
配管	配管
その他	その他

備考	1. 本図は竣工図であり、変更は別紙にて行う。
2. 本図は設計図書と一致する。	
3. 本図は設計図書と一致する。	
4. 本図は設計図書と一致する。	

品名	数量	単位
鉄骨	1000	kg
鉄筋	2000	kg
コンクリート	1000	m ³
タイル	1000	枚



竣工図

図番: A-32
 縮尺: 1/200
 作成: 1/200

名称 竣工図	図番 A-32	縮尺 1/200	作成 1/200	図名 竣工図	図例 1/200
設計者 大塚建設株式会社					
監理者 大塚建設株式会社					
施工者 大塚建設株式会社					
竣工日 2024年10月					
竣工場所 東京都中央区					
竣工内容 竣工図					
竣工理由 竣工図					
竣工確認 竣工図					
竣工報告 竣工図					
竣工記録 竣工図					
竣工保存 竣工図					
竣工管理 竣工図					
竣工評価 竣工図					
竣工改善 竣工図					
竣工廃止 竣工図					

